

週末等家庭短期滞在事業実施要綱

(総則)

第1条 この要綱は、里親制度の普及及び啓発を図るとともに、入所児童等に家庭的な雰囲気を経験させ、当該児童の健全育成を図ることを目的とした養育家庭における当該児童の短期滞在（以下「短期滞在」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「入所児童等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の措置若しくは同法第33条第1項若しくは第2項の一時保護として児童養護施設その他の児童福祉施設に入所している児童又は児童相談所が相談に応じている児童をいう。

2 この要綱において「養育家庭」とは、第11条の規定により、一定期間、入所児童等を養育する旨の登録をしている家庭をいう。

(対象児童)

第3条 短期滞在学习できる児童は、入所児童等のうち次のいずれかに該当する者とする。

(1) 養育する保護者がなく、一時帰省ができない者のうち、横須賀市児童相談所長（以下「所長」という。）又は入所児童等が入所し、若しくは一時保護されている児童福祉施設の長（以下「施設長」という。）が家庭生活を経験させることを必要と認める者

(2) 育児不安等のため所長が保護者を休息させる必要があると認める者

(3) その他市長が短期滞在学习する必要があると認める者

(利用申請)

第4条 短期滞在学习しようとする者（以下「申請者」という。）は、週末等家庭短期滞在学习事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、入所児童等のほか、当該入所児童等の保護者及び施設長も行うことができるものとする。

(利用決定等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、所長、施設長及び入所児童等の保護者と協議し、適当と認めるときは週末等家庭短期滞在学习事業利用決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(養育実施者の選定)

第6条 市長は、養育家庭のうち次の要件に該当するものを、入所児童等の養育を実施するもの（以下「養育実施者」という。）として選定し、当該養育

を委託するものとする。

- (1) 養育家庭の居住地が入所児童等の通学に支障がない場所であること。
- (2) 入所児童等が通学している学校及び入所している児童福祉施設の行事計画に配慮すること。
- (3) 入所児童等との十分な交流を図ることができること。
- (4) 入所児童等が入所している児童福祉施設における児童自立支援計画を遵守すること。
- (5) 市長、所長、施設長及び入所児童等の保護者との密接な連携を保てること。

2 市長は、前項の規定により養育実施者に委託したときは、週末等家庭短期滞在事業委託通知書（第3号様式）により、当該養育実施者に通知するものとする。

（実施期間）

第7条 養育実施者への委託期間は、3日以内とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、延長することとができる。

（助言等）

第8条 市長は、養育実施者に対し、入所児童等の養育に必要な助言又は指導を行うことができる。

（報告）

第9条 養育実施者は、入所児童等の養育が終了後14日以内に週末等家庭短期滞在事業実施報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（秘密保持）

第10条 養育実施者又は養育実施者であった者は、入所児童等の養育に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（養育家庭の登録）

第11条 市長は、次の要件のすべてを満たす場合に養育家庭の登録を行うものとする。

- (1) 児童の養育についての理解及び熱意を有し、並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- (2) 心身ともに健全な家庭が営まれていること。
- (3) 経済的に困窮していないこと。
- (4) 住環境が児童の養育上、適当なものであること。
- (5) 児童の短期滞在について、反復継続的な受け入れが可能であること。

2 養育家庭の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、養育家庭登録申請書（第5号様式）を市長に提出し、登録前研修を受講しな

ければならない。

- 3 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該登録申請者が第1項の要件に該当し、及び前項の研修の受講結果が良好であるときは登録し、当該登録申請者に養育家庭登録決定通知書（第6号様式）により、その旨を通知するものとする。

（登録の取消し）

第12条 市長は、養育家庭が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

（1）前条第1項に掲げる登録の要件を欠いたとき。

（2）不正な手段により登録を受けたとき。

（養育家庭の届出の義務）

第13条 養育家庭は、登録の申請内容に変更があったときは、速やかに養育家庭登録事項変更届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 養育家庭は、登録を辞退しようとするときは、速やかに養育家庭登録辞退届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（費用）

第14条 入所児童等の短期滞在に要する費用は、市が負担するものとする。

（啓発）

第15条 市長は、登録家庭に対し、里親の認定を受けるように勧誘し、支援するものとする。

- 2 市長は、養育家庭の活動を支援するため、里親の活動に関する情報を提供し、又は必要に応じた研修を開催するよう努めるものとする。

（その他の事項）

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条第 1 項関係）

週末等家庭短期滞在事業利用申請書

年 月 日			
（あて先）横須賀市長			
住所 申請者 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）			
児 童 氏 名		生年月日	年 月 日生（ 歳）
入所施設等名称			
学 校 等 名 称			
保 護 者	住 所		
	氏 名		
	電 話		
利用希望期間		年 月 日～ 年 月 日（ 日間）	
（事務処理欄）			

第 2 号様式（第 5 条関係）

週末等家庭短期滞在事業利用決定通知書

年 月 日		
様		
横須賀市長		
印		
年 月 日付け申請があった週末等家庭短期滞在事業の利用について、次のとおり決定したので通知いたします。		
児 童 氏 名	生年月日	年 月 日生（ 歳）
入所施設等名称		
学 校 等 名 称		
養育実施者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）	
（事務処理欄）		

第 3 号様式（第 6 条第 2 項関係）

週末等家庭短期滞在事業委託通知書

年 月 日		
様		
横須賀市長		
印		
児 童 氏 名	生年月日	年 月 日生（ 歳）
入所施設等名称		
学 校 等 名 称		
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
委 託 期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）	
（事務処理欄）		

第 4 号様式（第 9 条関係）

週末等家庭短期滞在事業実施報告書

年 月 日			
(あて先) 横須賀市長			
住所 氏名			
年 月 日付けで依頼を受けた児童の養育について、次のとおり実施したので報告します。			
児 童 氏 名		生年月日	年 月 日生(歳)
入所施設等名称			
学 校 等 名 称			
実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)		
期 間 中 の 過 ご し 方			
子 供 の 体 調			
服 薬 状 況			
食 事			
(事務処理欄)			

第 5 号様式（第11条第 2 項関係）

養育家庭登録申請書

年 月 日						
(あて先) 横須賀市長						
住所 申請者 氏名						
申請者 及び申 請者の 同居の 家族	氏 名	続柄	年齢	性別	職業又は学校名	健康状態
希 望 理 由						
養 育 方 針						
(事務処理欄)						

第 号
年 月 日

養育家庭登録決定通知書

あなたを 年 月 日付けで、養育家庭として登録します。

横須賀市長

印

第 7 号様式（第13条第 1 項関係）

養育家庭登録事項変更届

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
住所 届出者 氏名		
変更年月日		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

第 8 号様式（第13条第 2 項関係）

養育家庭登録辞退届

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 届出者 氏名	
辞退年月日	
理 由	
(事務処理欄)	